

JMRC東北ラリー共済申込書

※本申込書は切り離さずに使用してください。

出場する競技会

開催日 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

運転者氏名 _____ 印

車両型式 _____ 製造メーカー _____

陸運支局 区分 ひらがな 番号

登録番号 _____ 車名 _____

車台番号 _____

JMRC東北ラリー共済受理証明書

上記内容にて、共済会費を納入され、正式に申込みを受理したことを証明いたします。

20 年 月 日

JAF東北地域クラブ協議会共済会 _____ 印 担当 _____

----- オーガナイザー切り取り -----

預かり金受領証

殿

金 5,000 円也	下記イベント出場のためのJMRC東北ラリー共済会費として正にお預かりしました。
------------	---

イベント名 _____

受付日 20 年 月 日

オーガナイザー _____ 印 担当 _____

留意事項（重要ですので必ずお読みください。）

- この見舞金制度は、ラリー競技中の事故により損害を与えた相手に対して補償されるもので、補償額は必要最低限の内容です。対人「1事故1名200万円(死亡事故のみ500万円)」、対物「1競技会30万円」
- 対物補償について、事故の内容によっては損害額が補償額を超過することがあります。**超過分は自己負担**になります。したがって超過分が心配な方は、保険会社が提供するラリー保険をご利用ください。
- この見舞金制度を利用されたい場合は、**各オーガナイザーの指定する申込期限を厳守してください**。期限を過ぎますと事務処理が間に合わなくなり当該ラリーに適用されず、ラリーに出走出来ない場合があります。
- 受付窓口となるオーガナイザーは、共済の申込みの中継を行うにすぎず、代理権を有しておりません。受理・承認行為はJAF東北地域クラブ協議会共済会(JMRC東北共済会)事務局が行います。
- 申込みに際し虚偽の申告をされた場合や、故意または重大な過失による事故の場合は見舞金をお支払いできないことがあります。
- 他社のラリー保険との重複契約をされた場合、保険金または見舞金が案分され減額となることがあります。
- 裏面にある共済会規定も必ずお読みください。

JMRC東北共済運営細則第2条5 別表3

JMRC東北構成員が、JAF公認ラリー競技会に参加する場合、本見舞金制度に申し込むことが出来る。

- (1) 競技会参加申込みの時点において、所定の申込み用紙にて一台につき5000円の会費(1戦毎の掛け捨て)を添えて競技会主催者に申し込む事により、当該競技会に限り本制度の適用を受ける事が出来る。
- (2) 公式レッキを含む当該ラリー競技中に発生した、構成員が加害者となる対人事故に対して、共済規定第8条を適用し、1事故/1名につき200万円(死亡事故のみ500万円)を限度として、対人身事故被害者に見舞金を給付できるものとする。但し、対人身事故被害者が構成員である場合は、本来の共済制度を適用し、本制度による重複給付は行わないものとする。
- (3) 公式レッキを含み当該ラリー競技中に発生した、構成員による対物事故に対して、当該主催者から現状復旧の請求が発生した場合に、その復旧に実際要した費用につき、1競技会につき30万円を限度として見舞金を給付できるものとする。
 - * 一般車の対物も対象とする。但し、当該競技に参加する他競技車両との対物損事故については対象外とする。
- (4) 他地区の競技会に参加する場合、当該主催者に確認の上、加入申し込みを行うことができる。所定の申込み用紙にて1台につき5000円の会費を添えてJMRC東北共済会事務局に申し込む事により当該競技会に限り本制度の適用を受ける事が出来る。
- (5) 申請に際し事故報告書に事故発生時の現場の詳細図(写真等)を添付すること。
 - * ラリー中の請求は主催者と審査委員会の報告書が必要です。
 - * 一般車の場合は事故証明、見積書、写真、(自分・相手)請求書、示談書、領収書等のコピーを添付すること。
- (6) JMRC東北共済会の一部繰り入れての会計とし、三年程度の期間において、会費等の見直しを検討する。
- (7) 2011年4月1日改定・施行する。